

上島町若年がん患者 在宅療養支援事業



若年がん患者さんが、住み慣れた自宅で過ごせるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

対象者

下記①～④のすべての項目に該当する方

- ① 上島町に住所を有し、次のいずれかに該当する方
 - ア) 20 歳以上 40 歳未満の方
 - イ) 18 歳以上 20 歳未満の方で、小児慢性特定疾病医療費助成等を受けていない方
- ② 医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者の方
- ③ 在宅療養上の生活支援や介護が必要な方
- ④ 他の事業で同様のサービスを利用できない方

対象サービス

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 福祉用具貸与
- ④ 特定福祉用具購入

福祉用具貸与 対象品目	・手すり(工事を伴わないもの) ・車いす ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・歩行器 ・移動用リフト(つり具を除く。)	・スロープ(工事を伴わないもの) ・車いす附属品 ・特殊寝台附属品 ・体位変換器 ・歩行補助つえ ・自動排泄処理装置
特定福祉用具購入 対象品目	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・入浴補助用具	・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

助成金額

利用料の9割(一旦、全額を支払っていただいた後、助成金を口座振り込みとなります。)

※ただし、1カ月あたりの上限は6万円とします。

(例)6万円相当のサービス利用した場合→助成金 54,000 円、自己負担金 6,000 円

※1カ月あたりの上限額を超えてサービスを利用した場合は、超過額がすべて自己負担となりますのでご注意ください。

利用の流れはウラ面をご覧ください。

利用の流れ

① 利用申請

申請者本人またはそのご家族が、申請書、主治医の意見書を上島町健康推進課へ提出してください。

※申請書類等は上島町ホームページからダウンロードできます。

② 利用決定の通知

申請内容の審査後に、利用決定通知書を送付します。

※審査には数日かかりますのでご了承ください。

③ サービスの利用

介護サービス事業所との契約はご自身で行ってください。

④ 利用料の支払い

利用料全額を介護サービス事業所へお支払いください。

⑤ 助成金の請求

請求書、実績報告書、領収書の写しを上島町健康推進課へ提出してください。

※助成金の請求及び受領に関する権限をサービス事業者に委任することができます。その場合は、事業所は請求に必要な書類に加え委任状を提出してください。

⑥ 助成金の支払い

申請内容の審査後に、指定口座に支払います。

⑦ 以後③～⑥を1カ月単位で終了まで繰り返します。

※サービスが利用できる期間は、サービス利用開始時から1年間または申請者が40歳に達する前日までです。40歳未満は引き続き1年間に限り(最大2年間)サービス利用ができますので、期間満了日までに再度利用申請を行ってください。

※サービス利用途中に、住所等の変更があった場合やサービス利用の必要がなくなった場合は、変更(廃止)申請書を提出してください。

申請及びお問い合わせ

上島町健康推進課

上島町生名621-1

TEL:0897-74-0911

FAX:0897-74-0912

